

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和6年11月14日

内閣総理大臣 石破 茂 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿
法務大臣 鈴木 馨祐 殿
財務大臣 加藤 勝信 殿
経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー5階
ペーパーロジック株式会社
代表取締役 横山 公一

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は様々な業界の顧客へ契約書類、請求書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等（以下「契約書類」という。）の電子化を実現する「paperlogic電子契約」及び契約書類の電子データを電子帳簿保存法はじめ様々な法令要件に適合して10年を超え長期間に渡り電子保存可能な「paperlogic電子書庫」を提供しています。クラウドサービス提供に加えて保存要件の難しい各種法令への対応アドバイスのコンサルティング業務も提供しており、国内でも稀有な組織体です。この度新たに公共向け事業を展開し、電子契約サービスを提供することで、国及び地方公共団体（以下「行政機関」という。）における契約書類の業務効率化、契約相手の業務効率化に貢献することを目指しています。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当します。
paperlogic電子契約（以下「本サービス」という。）が各種法令、施行規則等の要件を満たすことにより、行政機関の契約書類への押印処理、書類の発送受領作業を代替することが可能となり、ペーパーレス化、脱ハンコ化を推進し、業務効率化を見込むことができます。これにより、以下の需要を見込んでいます。

【需要獲得見込み】



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

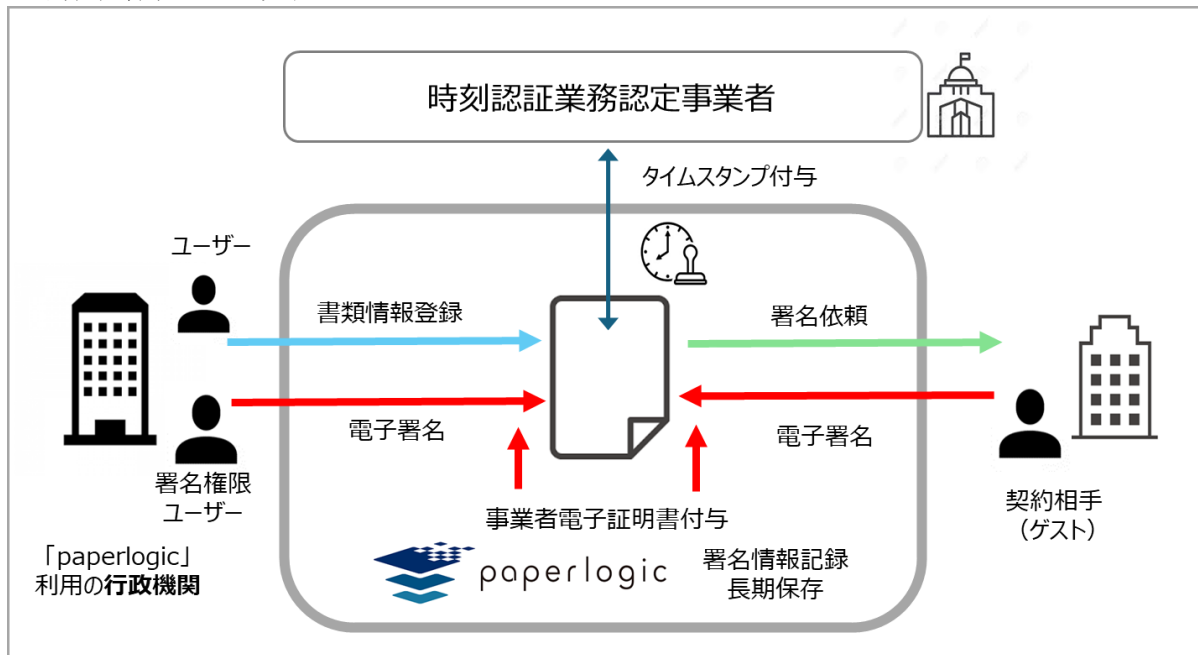
サービス提供事業者：当社

サービス利用者：国・地方公共団体、契約相手

(2) 事業概要

<事業の流れ>

事業者署名型電子契約



- ① 本サービスを利用希望の行政機関は、サービス利用申し込み画面から利用約款、利用条件書を確認し申込登録を行います。
- ② 導入する行政機関において本サービスの各種設定を行う管理者（以下「管理権限ユーザー」という。）は、当該行政機関の職員（以下「ユーザー」という。）を本サービスに登録します。ユーザーの情報は氏名、所属組織、役職名、メールアドレスとなり、メールアドレスがログイン時のログインIDとなります。
- ③ 管理権限ユーザーはユーザー登録時に、電子署名を実行できる権限を特定のユーザー（以下「署名権限ユーザー」という。）に付与します。行政機関の印章を管理する規程に基づき署名権限ユーザーを設定することになります。
- ④ ユーザーは登録確認メールを受領し、自身にて本サービスにログインするためのパスワードを設定します。
- ⑤ ユーザーは契約相手の電子署名権限者の情報を入手し管理権限ユーザーと共に確認を実施します。管理権限ユーザーは契約相手先企業または契約相手先行政機関の電子署名権限を有する契約者（以下「ゲスト」という。）の情報を登録画面に入力します。ゲスト情報は会社名または行政機関名、氏名、役職名、メールアドレスとなります。
- ⑥ ユーザーは本サービスに書類付属情報（契約書類タイトル、契約金額、契約開始日、契約満了日）を登録します。
- ⑦ ユーザーは契約書類をPDF形式で作成し、本サービスにアップロードします。
- ⑧ ユーザーは署名権限ユーザーリストから電子署名者を選択し登録します。また、ゲスト一覧から該当するゲストを選択し登録します。
- ⑨ ユーザーは本サービスの画面に表示される「署名依頼」ボタンをクリックして署名権限ユーザーとゲストに署名依頼を行います。署名依頼は署名依頼メールによって通知されます。

⑩ 署名権限ユーザーは署名依頼メール本文の本サービスのクラウド上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするための「署名書類を表示する」ボタン（URL）をクリックし契約書類と書類付属情報を表示します。表示された画面の内容を確認後、「署名する」ボタンをクリックすることでサービス提供事業者である当社の秘密鍵による電子署名が完了し、PDFに署名情報として記録されます。

⑪ ゲストは署名依頼メール本文の本サービスのクラウド上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするための「署名書類を表示する」ボタン（URL）をクリックし契約書類と書類付属情報を表示します。表示された画面の内容を確認後、「署名する」ボタンをクリックすることで、サービス提供事業者である当社の秘密鍵による電子署名が完了し、PDFに署名情報として記録されます。

⑫ 署名者のすべての署名が完了すると契約書類に時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプと電子認証局が発行している当社名義の電子証明書（電子署名）が機械的に付与され、本サービスの署名検証情報画面に表示します。Adobe Acrobat Readerの署名パネルにおいては、署名情報が確認できます。さらに、署名情報を報告書化した完了証明書も同時に作成されます。

当社名義の電子証明書は、JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）のトラステッド・サービス登録（電子証明書取扱業務）を受けた当社が特定認証業務の認証局であるGMOグローバルサイン株式会社に電子証明書の発行申請を事前に行い、これを受けたGMOグローバルサイン株式会社がその認証業務運用規程に基づき確認を行ったうえ、発行されたものとなります。当該電子証明書の秘密鍵は、GMOグローバルサイン株式会社の管理システムにて、本人以外の者の指示によっては利用できないよう厳格に管理されています。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本照会に対する回答があり次第、速やかに実施の予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

○契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

- 2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。
- 3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三十四条 （略）

2～4 （略）

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 （略）

○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第二条 （略）

- 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 （略）

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- 2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。
- 3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。
6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

（１）具体的な確認事項

- A. 本サービスによる電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第２８条第３項に基づき、国の契約書類についても利用可能であること。また地方自治法施行規則第１２条の４の２に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第２条第２項第１号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であること。
- B. 本サービスにおいて、契約書類の電子ファイルを本サービスのクラウドサーバーにアップロードし、送信者と受信者の各利用者がアクセスして双方の契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第２８条第２項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であること。

（２）当社の見解

A. の確認事項に関する見解

電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項においては、以下の３つの要件をすべて満たすものを「電子署名」としている。

- ①電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること、
 - ②当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること、
 - ③当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること
- 本サービスにおける電子署名は、下記の通り、同条項の「電子署名」に該当するものと考えます。

① 「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」の要件

本サービスは、契約内容が記録された電磁的記録（PDFファイル）に対してサービス提供事業者である当社の秘密鍵で暗号化を行うと同時に、PDFファイル内の署名情報の理由欄に電子署名者の氏名・会社名または行政機関名・メールアドレスが記録され、さらに時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプを付与するものであり、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」の要件を満たすものと考えます。

② 「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」の要件

事業者署名型の電子署名については、総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（令和2年7月17日）において、一定の場合には、電子署名法第2条第1項の電子署名にあたることとが示されています。

（以下引用）

- ・電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。

- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。

- ・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

（引用ここまで）

当該Q&Aによれば、事業者署名型のサービスにおいて、「電磁的記録に作成者を表示する記録をするもの」というためには、次の2つの要件を満たす必要があるとされています。

イ）技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合

ロ）利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合

本サービスにおいては、下記の通り、イ）、ロ）の要件を満たしています。

イ）の要件について

本サービスではユーザーがPDF形式の契約書類ファイルをアップロード後、署名権限ユーザー及びゲストを一覧から選択し、署名依頼を実行します。電子署名者は「署名ボタン」をクリックすることでサービス提供事業者である当社の秘密鍵による電子署名が完了します。すべての電子署名者の署名完了後、当社の意思を介在させることなく、当社の秘密鍵により当該文書ファイルを暗号化します。

署名権限ユーザー及びゲストに送付される電子署名画面のURLの専用画面用部分については32文字のランダム文字列が用いており偶然性を排除しています。

また、署名権限ユーザー及びゲストのブラウザと本サービスのPDFリモート署名システム及び特定認証業務の認証局であるGMOグローバルサイン株式会社の管理システム間には、TLS通信で暗号化されており、経路途中での改ざんやなりすましの可能性は無く、利用者の指図にもとづき、当社や第三者の意思が介在する余地なく、機械的に署名処理を実行します。

また、システムの運用においては、内部の悪意を持った従業員により利用者の意図しない署名処理が行われないよう、システム管理責任者のみに限定し内部機器へのアクセス権限管理とログ監視を実施しています。

ロ) の要件について

本サービスで電子署名した署名情報はAdobe Acrobat Readerに表示される「署名パネル」で確認することができます。署名パネルの署名の詳細を確認すると、当社の電子署名の情報内に、署名権限ユーザー及びゲストの氏名・会社名または行政機関名・メールアドレスが記録され、さらに時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプが記録される仕組みとなっています。このことにより「利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっている」の要件を満たしていると考えます。

③ 「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」の要件

電子署名においては、電磁的記録ごとの「ハッシュ値」を利用者の秘密鍵で暗号化し、電子署名をつけたものを公開鍵で復号し、2つの電磁的記録を比較することで改ざんの有無を検知することができるものとなっています。また、電子署名法施行規則第2条では、特定認証業務としての認定を得るために必要な技術的安全基準が示されています。

PDFファイルには、事前にPDFファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、本来、PDFファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなっています。このためPDFファイルの文面等が変更されていると、ハッシュ値が合致しないため、改ざんが検知できることになります。

また署名処理済みのPDFに改変を加えた場合、Adobe Acrobat Readerの表示画面に有効で無い旨が表示されるため改変の有無も検知することができるようになっています。

以上により、本サービスによる電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書類についても利用可能であると考えます。また、同理由により、地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であると考えます。

B. の確認事項に関する見解

契約事務取扱規則第28条第2項では、同条第1項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、「各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成する」と規定しています。

本サービスはクラウドサービスとなっており、当社の利用するクラウドサーバ上に当社開発のアプリケーションを設定し、サービスを提供しております。ユーザーはインターネット回線を利用して本サービスにアクセスし契約書類及び書類付属情報を登録し、署名権限ユーザー及びゲストはインターネット回線を利用して本サービスにアクセスし、ユーザーが登録した契約書類及び書類付属情報を確認し署名を実施することになります。

本サービスの電子契約の手順は、上記、「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容（2）事業概要＜事業の流れ＞」に記載しておりますが、概要は以下となります。

ユーザーが契約書類の電子ファイルを作成しアップロードを行い必要情報を入力後、署名権限ユーザーに署名依頼を行うと署名依頼の電子メールが送信されます。その電子メール本文には、アップロードされた電子ファイルへアクセスするためのURLが記載されており、URLをクリックすることで契約書類の電子ファイルを表示することができます。署名権限ユーザーは表示され

た画面の署名ボタンをクリックすることで署名を完了します。署名権限ユーザーの署名が完了すると、ゲストに対して署名依頼メールが送信され、メール本文内のURLで署名する電子ファイルにアクセスすることができます。表示された画面の署名ボタンをクリックするとゲストの電子署名が完了し、電子契約が完了します。

以上のとおり、本サービスは、契約当事者がそれぞれの電子計算機からインターネットを経由して、当社がクラウドサーバー上で提供する本サービスにアクセスし、処理を行うものであり、また、契約当事者であるユーザーは、本サービスに契約書類をアップロードし、署名権限ユーザー及びゲストは内容を確認の上同意を行うものであることから、これは「各省各庁の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法」に該当し、契約事務取扱規則第28条第2項の要件を満たしているため、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考えます。

7. その他

ペーパーロジック株式会社では、日本国が進める業務効率化対策の一環であるDX推進を電子書類の信頼性の観点で実現することを目的としている。DXによるデータ利活用の効率性は誰もが認めるところであるが、そのデータ自身の真正性、有効性を何らかの形で担保しておかないと利活用されたデータの信頼性も損なわれることとなる。取引上重要な書類のDXと長期に渡る真正性、有効性の保持を実行することで我が国の電子商取引の効率化に寄与したい。